

小学校体育と幼児体育に関する一考察

木下 茂昭

A Study on Physical Education Programs in Elementary Schools and in Settings of Early Childhood Care and Education

Shigeaki KINOSHITA

論文要旨

小学校で行われている体育では、学習指導要領により、学習内容が決められている。しかし、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、具体的な活動や学習内容が示されていない。そのため、それぞれの園で独自にカリキュラムを組んでいる。そこで、小学校と幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園との連続性という観点から、体育における学習内容の関係性について考察した。

キーワード：小学校学習指導要領体育編，幼児体育，指導内容，連続性

1. 緒言

平成 26 年 11 月（2014 年）に文部科学大臣から中央教育審議会（以下：中教審）に、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問した。この諮問を受け、中教審は我が国の教育実践や学術研究等の蓄積を生かしながら議論を重ね、教育課程企画特別部会において、改訂の基本的な考え方を平成 27 年 8 月（2015 年）に「論点整理」としてまとめた。この「論点整理」を踏まえ、各学校段階等や教科等別に設置された専門部会において、学びや知識の本質や、教科等を学ぶ本質的な意義に立ち返り、深く議論を重ねてきた。また、並行して「論点整理」の内容を幅広く広報し、教育関係者等間の議論を重ねてきた。そして、平成 28 年 8 月（2016 年）に「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」として、教育課程部会が取りまとめを行った。その後、関係団体からのヒアリング等を実施したほか、広

く国民からの意見も採り入れて、我が国の学校教育がこれまでどのような成果を積み重ねてきたのかを振り返り、未来に向けてその位置付けを捉え直すことを通じて、新しい学習指導要領等の姿と、その理念の実現のために必要な方策等を示した。子ども達の学びの改善・充実に真摯に取り組んでいる教育関係者が、本答申を活用して教職としての専門性をますます高めていくことと、今後改訂される学習指導要領等の理念が、学校のみならず、社会において広く理解され、共有されていくことが期待された。

その上で、平成 28 年 12 月（2016 年）に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申した。その答申によると、「本答申は、2030 年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会

的变化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している」ということである。

この答申を受けて、文部科学省は平成29年3月31日(2017年)に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂を行った。そして、平成29年7月(2017年)には、新小学校学習指導要領を公表し、令和2年(2020年)度より全面实施をすることとし、平成30年(2018年)度より一部を先行して実施することとした。また、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領についても改訂がなされた。

そこで、本研究では小学校学習指導要領の体育と、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領との関係を考察することを目的とした。

2. 本研究の目的

令和2年(2020年)度から、小学校で実施されている新指導要領の改定の基本的なねらいは、平成28年12月(2016年)の中教審答申を踏まえ、以下の3点を基本的なねらいとして行われた。すなわち、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実績や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること
- ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成す

ること

という3点であった。⁸⁾

このねらいを達成するために、体育の学習指導要領が改定された。そこで、本研究は改定された小学校体育科指導要領と幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における体育的な活動の関係について明らかにすることを目的とした文献研究である。

3. 学習指導要領体育の改定の趣旨と幼児期の遊戯・運動

中教審答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標がたてられた。そして、この目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子ども達に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこととなった。そのため、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるように、以下の6点に枠組みを改善するとともに、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。それらは、

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
 - ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
 - ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
 - ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
 - ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
 - ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)
- というものであった。^{8)、9)}

この6点については、中教審答申の趣旨を踏まえて、具体的には以下の6点のように考えら

れた。すなわち、

- ① 運動領域においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること
 - ② 「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図ること
 - ③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること
 - ④ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容の一層の明確化を図ること
 - ⑤ 保健領域においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善すること
 - ⑥ 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善すること
- ということである。⁸⁾

この6点についてしてみると、①については生涯スポーツの観点からの要点であり、スポーツが多様化した中でのスポーツ実践に繋がる指導を求めていると考えられる。②のカリキュラ

ムマネジメントであるが、小学校・中学校・高等学校においては一貫したカリキュラムマネジメントをすることが可能であろう。しかし、発達の連続性ということを考えて一貫性があるといことはできないといえる。それは、幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の教育内容である教育要領や保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領との関係性に問題があるといえるからである。

教育要領は文部科学省の管轄であるが、5領域はあるものの、体育という領域はなく、領域的に最も近いと考えられる健康の中にも、運動内容の具体例は記載されていないのである。この点は厚生労働省の管轄である保育指針や文部科学省と厚生労働省の管轄である幼保連携型認定こども園教育・保育要領についても、同様のことが指摘できる。

③については運動やスポーツの多様性については、幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の時代から、多様な運動やスポーツ経験をしていくことが小学校以降の運動習慣へと継続・発展していくものと考えられる。④・⑤・⑥についてみても、発達段階に見合った指導はできるものと考えられる。

体育科改訂の要点ということではあるが、前述したように、発育・発達の連続性という観点からであれば、幼児期の子ども達のことも含めた改訂が望まれる。

そして、この6点を踏まえ、平成29年(2017年)3月31日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示され、令和2年(2020年)4月1日から全面実施されることとなった。

今回の学習指導要領の改訂は、前述した3点をねらいとして行われた。このねらいを基本に、小学校体育科の改訂は、以下のような趣旨で行われた。

まず、前学習指導要領の成果と課題については、

「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、体育と保健との一層の関連や発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ、指導と評価の充実を進めてきた。その中で、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、体力の低下傾向に歯止めが掛かったこと、『する、みる、支える』のスポーツとの多様な関わりの必要性や公正、責任、健康・安全等、態度の内容が身に付いていること、子供たちの健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなど、一定の成果が見れる。

他方で、習得した知識及び技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られること、子どもの体力について、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年(1985年)頃と比較すると、依然として低い状況が見られることなどの指摘がある。また、健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘がある。」⁹⁾

この指摘の中で注目すべきことは「運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向」ということである。本来、子どもの生活の中心は遊ぶことであるということは古くから認められていることである。この遊びには運動も含まれていることができる。このように考えられていた子ども達に運動の二極化を招いた要因として、以下の2点が考えられる。

その要因の1つ目は1960年代以降の高度経済成長である。高度経済成長は住宅の都市化、生活環境の変化等、国民の生活を大きく変化させることとなった。その影響は子ども達にも以下のような3点などへ影響を与えたといえる。

すなわち、それらは①遊び場の減少、②遊び仲間の減少、③遊び時間の減少等である。そのため、それまでの身体全体を使った子どもの遊びが減少した。このようなことから考えられることは高学歴社会が進み、学習塾等に通う子どもが増加し、子ども達の自由時間や友人関係等が変化をしてしまい、遊びの個別化が進んでしまったということである。このような変化の結果が運動の二極化を招いたということができよう。

小学校入学以前の幼児教育において最も大切に考えられなくてはならないことは、人間性を豊かに育てるということにある。換言すると、知育よりも人間形成が中心に行われなくてはならないということになる。しかし、前述したような理由から、遊戯が不足して、人間形成と人間関係の形成が十分になされていない子ども達が多くみられるといっても過言ではないであろう。十分な人間形成がなされていない子ども達が増加し、就学した結果が、「いじめ」という問題を生むことにも繋がっているとも考えられよう。また、この「いじめ」はさらに複雑化した形式となり、現在もみられる問題である。さらに、遊ぶことが少なくなったために子ども達の身体や精神にも変化が現れるようになり、骨折する子どもの増加、あるいは集中力のない子ども等が増加したという事実もみられた。

幼児期における遊戯・運動は、心身の成長にとって、非常に重要であることは認知されているにもかかわらず、すべての子ども達に十分に確保されているとはいえない。それは、時間的・空間的・人的な要因が家庭環境により異なるために、もたらされる現象である。しかし、子ども達の健全な成長を考えると、保護者、保育者、小学校教員が運動の必要性を十分に理解し、子ども達が運動をする時間・空間・仲間を確保し、多様な運動を経験させていかなくてはならないといえる。その際には子ども達一人ひとりの興味・関心やそれまでの生活の中で経験してきた遊びを自発的に行い、多様な動きを身につ

けていくことができるようなさまざまな経験ができるような環境を設定することが大切となる。そうすることによって、幼児が自発的に遊戯や運動をし、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基礎を培うことができる。このようなことから、幼児期や小学校期に行われる遊戯や運動は、その後の生活習慣形成のためには必要不可欠なことといえる。その中で、身体全身を使ったさまざまな動きを経験し、身につけておくことが、生涯にわたって運動を実践していくための基礎を形成することになる。また、幼児期の子ども達の運動経験を増大させるためには、保護者と保育者が遊戯や運動の重要性や意義について、十分に理解しておく必要がある。

文部科学省は「幼児期運動指針」の中で、幼児期の子ども達に運動をさせるためには

- 1) 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること
 - 2) 楽しく体を動かす時間を確保すること
 - 3) 発達の特性に応じた遊びを提供すること
- の3点が大切であるとしている。¹⁰⁾

幼児期の子ども達は運動機能が急速に発達し、基本的な動きを身につけやすい時期である。そのため、さまざまな運動をすることで、神経系を発達させ、調整力を身につける時期でもあり、運動経験が増大し、生活習慣を形成する時期でもある。したがって、幼児期に遊戯や運動をすることにより、運動やスポーツに必要な動きを身につけるだけでなく、その後の生活をしていくうえで必要となるさまざまな側面を育成することにもつながっていくことができる。

幼稚園・保育園・こども園における遊戯・運動のカリキュラムマネジメントについては、小学校同様に、①「何ができるようになるか」、②「何を学ぶか」、③「どのように学ぶか」、④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」、⑤「何が身に付いたか」、⑥「実施するために何が必要か」という6点を活用することは

可能なことであり、発達の連続性という点からみても、重要なマネジメントになると考えられる。それは、幼児期にある子ども達に「どのような運動をできるようにさせるのか」、「運動の何について学ぶのか」、「どのようにして運動を学ぶのか」、「一人ひとりの発達をどのように支援するか」、「運動して何が身についたのか」、「運動を実施するために何が必要か」、ということを常に考えつつ、幼児期の子ども達の指導にあたることは必要不可欠なことである。

今回の改訂の基本的な考え方は、以下の通りであった。すなわち、

- ア. 小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科では、これらの課題を踏まえ、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成すること
- イ. 「体育科、保健体育科における学習過程については、これまでも心と体を一体としてとらえ、自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を重視してきた。これらを引き続き重視するとともに、体育科、保健体育科で育成を目指す『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力の三つの柱を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫すること
- ウ. 「体育科、保健体育科の指導内容については、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示す」とするとともに、体育については、「児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要

がある。」としており、保健においては、「健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示すこと」という3点である。⁹⁾

この3点について、幼児教育の観点から考えてみると、前述したように、スポーツライフを実現するためには、まず、幼児期にスポーツをするために必要な諸能力を身につけておくことが重要となる。幼児期にさまざまな動きをすることがその後のスポーツ活動を円滑に運んでいくこととなる。また、保護者のスポーツに対する好感度を上げることは、子ども達をスポーツに導くためには必要不可欠なことである。このことは多くの調査結果からも明らかとなっている。

また、資質・能力を支える3つの柱については幼児レベルで身につけてほしい3つの柱を明確に示すことが必要である。これは幼稚園・保育園・こども園と小学校での発達の連続性を考慮し、作成されなくてはならないものである。この点については文部科学省と厚生労働省が例示を示していくことが求められる点である。幼稚園・保育園・こども園はそれぞれ幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の下で、教育・保育活動を行っているにもかかわらず、具体的な指導内容は示されていないのである。そのため、各園で独自の指導内容や保育内容によって、子ども達の活動が行われている。すべての園が同一内容の指導や保育をすることはできないということができるともいえるかもしれない。というのは、子ども達一人ひとりの興味関心や能力が異なるためである。しかし、最低限これだけは身につける必要があるという内容を示すことが、小学校以降における教育の連続性を保つことが可能であろう。

さらに、小学校体育科の改善に関する具体的

事項については

ア. 運動領域においては、「運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。また、保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際、特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。

オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については、児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。」としている。

イ. 保健領域においては、「身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、『技能』に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。」としている。

ウ. 体力の向上については、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、様々な基本的な体の動きを身に付けるようにするとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。また、「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体

力の向上を図ることができるようにする、
という3点である。⁹⁾

この具体的な内容の中のアについては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を有効に活用し、国民一人ひとりに生涯スポーツを実践する資質を身につけることが、目的の1つであるということができよう。それは1964年に開催された東京オリンピック時に様々なスポーツを観戦した人々が、オリンピック終了後、様々なスポーツに参加したという事実があったためである。このようなことは今回のオリンピックにおいても、スポーツの楽しさや感動体験をするには良い機会となっていたといえる。たとえば、2020東京大会では10代の選手が活躍したスケートボードを観戦した子ども達がスケートボードを始めたという事実もみられる。このようにオリンピックの競技を観戦することで、スポーツの楽しさや感動体験をすることで、国民全体にスポーツ参加の動機を与えることは可能である。特に、子ども達への影響は成人以上に強い働きかけになるということは期待できる。

また、体力の向上については、文部科学省が「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の2008年（平成20年度）～2010年（平成22年）の3年間の結果に基づき、2012年（平成24年）3月に「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」を公表した。さらに、文部科学省が2009年（平成21年）から2011年（平成23年）に実施した「体力の向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」によると、子ども達の身体を動かす機会と時間の減少が指摘されている。このような結果は、前述したような社会状況の変化などによる保護者の意識の変化により、そして、運動に対する考え方も変化したことにより、もたらされたものと考えることができよう。しかし、平均寿命が延びた今日では若いうちから、体力の向上を図ることは健康の保持・増進のためにも必要なこととなる。そのためにも、今回のオリ

ピックを契機に、子ども達のスポーツへの興味・関心を高める、子ども達の日常生活に運動やスポーツを取り入れ、将来の生活にスポーツを取り入れていく態度を形成していく必要がある。

乳幼児期からの生活習慣は、その後の生活に多きく関与することは広く認められていることである。たとえば、保護者の生活時間帯に合わせ、生活リズムが夜型の子どもがみられるようになり、幼稚園や小学校での午前中の活動量や思考力の低下を招いてしまった。また、生活様式が多様化は子ども中心の生活から大人の生活に子どもが合わせるという形に変化させてしまったといえる。2000年代になると、幼児期の遊戯の不足により人間性の育成や体力の増強が十分になされていないため、子ども達の生活にはさまざまな問題点がさらに表出している。たとえば、電子機器で遊び友人と関わらない子ども、夜ふかしをして朝食を食べない子ども、ゴロゴロしている子ども、などさまざまな問題がある。また、家の中でしか遊べない、あるいは一人でしか遊べないなどの遊びの偏りもみられる。これらは、現代の子ども達の危機的な様相を表しているといえよう。このような問題点は、子ども達の生活への意欲が感じられないことや子どもらしさが認められない点にあり、その後の社会生活にも、影響を与えているともいえよう。⁸⁾

また、女性の社会進出が進んできたことにより、保育園やこども園に預けられる子ども達も増加している。このような点から考えると、3つの柱については文部科学省と厚生労働省で幼児にふさわしい柱を作成することが望まれる。

4.1. 幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の体育活動

幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園での体育活動では運動遊びや走・跳・投を含んだ運動、ボールを用いた運動等を実践している。そして、その内容は発達段階に即したものとなっている。しかし、幼稚園教育要領や保育所

保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領には運動の具体的な例示についての記述はみられないため、それぞれの園で、カリキュラムを作成し、指導内容を決めているのが実態である。そのため、本来、小学校で学ぶべき内容である鉄棒での逆上がりや跳び箱での開脚跳び等が指導されている。

小学校学習指導要領体育編に記載されている1～4年生までの跳び箱の指導内容をみると以下のようになっている。すなわち、

表 1. 小学校学習指導要領体育編の跳び箱の学習内容

1・2年 踏み越し跳び、支持でまたぎ乗り・またぎ下り、馬跳び、タイヤ跳び、
3・4年 開脚跳び、台上前転、首はね跳び、

である。⁹⁾

小学校学習指導要領では、開脚跳びや台上前転が3・4年生の学習内容になっているが、幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園では年長になると、開脚跳びや台上前転を指導している園が多くみられることは事実である。用具は幼児用と小学生用ということで、大きさが異なっているものの、技術的には同様なものといえることができる。また、体育を指導している者が保育者ではなく、体育を先行している指導の専門家が指導している園もみられる。そのため、ほとんどの子ども達が5・6歳にもかかわらず、3・4年生で学習する内容ができるようになっていっても、過言ではない。そのような子ども達が小学校に入学し、跳び箱において、1・2年生の学習内容である踏み越し跳びなどをする中で、跳ぶことができたという満足感や達成感を得ることができないといっても過言ではないと思われる。また、子ども達ができなかったことができるようになり、さらに難しい課題に取り組み、挑戦するという経験が子ども達が

自ら進んで運動に取り組んでいくためには必要な経験と学習と成り得るものである。このような経験は次の課題に取り組むための動機づけにも繋がっていくといえる。また、生涯にわたって、スポーツを実践していくための基礎作りにも繋がっていくといえよう。したがって、跳び箱の学習内容は幼児期からどのような順序で学習をしていくのかを明確にする必要がある。このようなことがあると学習する側である子ども達が初歩的なことから順次高度な学習内容に発展していくという大前提が守られていないこととなる。小学校教育と幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園とのカリキュラムマネジメント方法についても、学習の連続性という点からも、明確にする必要があるといえることができる。

5. 結語

体力・運動能力の向上について考えてみると、人が生きていくためには体力は必要不可欠な要素である。体力は身体的体力・精神的体力といわれるように、人が行動するためや健康の保持・増進のために、また、行動するための意欲・不撓不屈の精神なども身につけていかななくてはならないものである。特に、幼児期にある子ども達の心身が健全に発達をするためにも、体力とさまざまな運動経験が必要である。さらに、幼児期の神経系の発達は著しい時期でもあるため、この時期にさまざまな動き・遊戯・運動を経験することで、調整力を身につけることができる。調整力は人が身体活動をするために必要な平衡性、巧緻性、敏捷性のことであり、タイミングの良い動き、身体をコントロールするなどには欠かすことのできないものである。

次に、健康的な身体の育成と意欲的な心の育成について考えてみると、幼児期には身体と心の両者をバランス良く発達させることが大切となる。そのためには、発達に応じた適切な運動をし、運動習慣を身につけさせることが必要である。そうすることによって、できなかったこ

とができるようになった、うまくできるようになったなどという成功体験をすることで、運動だけではなく、さまざまな事に対しても、意欲的な行動ができるようになると考えられる。

乳幼児期の子ども達が行う動きには首が座る・寝返りをうつ・這う・立つ・歩くから始まり、走る・回転する・転がる・跳ぶなどさまざまなものがみられる。それらには身体のバランスをとる動き、身体を移動させる動き、用具を操作する動きなどがある。そして、これらの動きは、生涯にわたって必要になる動きや運動の基礎となる重要な動きである。幼児期におけるこれらの動きは簡単な動きを繰り返し行うことで、複雑な動きへと発展し、身に付き・洗練されていくものである。また、一人遊びから集団遊びへと発展をしていくものである。

集団で遊ぶことになると、そこには何らかのルールが必要になる。そのルールとは高度に制度化されたものではなく、子ども達が遊びを円滑に行うために必要な子ども達同士のルールである。しかし、自分たちで作りに上げたルールを守らないと子ども達の集団遊びは不成立となる。そのため、ルールを集団に合ったものに変化させていくなどすることによって、思考力や創造力を育成することに役立つということが出来る。さらに、子ども達同士の協力や他者を思い己を抑制することなど、将来の社会生活を円滑に進めていくうえで必要な社会性をも身につけることができる。

集団で遊ぶ中には、遊びを円滑に進めるための状況判断や身体の動かし方などのさまざまな運動経験が必要となる。そのためには、運動機能だけではなく、神経系の機能も動員されるとともに、遊びをさらに面白いものにしていくために、自分たちの集団に合うルールや用具を作るなど創造力をも動員することが必要となる。

幼児期の子ども達が集団遊びを行う場所として考えられるのは、公園、保育園や幼稚園などが考えられる。このことから、運動能力の発達には家庭と保育園・幼稚園・認定保育園での運

動経験という直接的な要因と運動経験を介して運動能力に間接的に影響を与える物理的、心理社会的要因が関係していると考えられる。しかし、幼稚園や保育園では、園庭があれば外遊びをすることができるが、保育園や認定保育園などで、ビルの一室を利用しているような園などには園庭はなく、公園等に散歩に行き、遊ぶことは行われているが、園庭がある園と比較すると、絶対的な活動量・活動時間が少ないといえる。

吉田ら¹⁸⁾は、園と家庭での外遊びの時間と頻度、よく遊ぶ友達の数などが運動発達と特に明確な関係を持つ要因であると指摘している。このことから、生涯にわたってスポーツを実践していくためには、外で、多くの友人と運動をし、運動経験を増大させることが重要となる。そのためには幼児期から、運動の楽しさ、おもしろさを体験することが重要になる。そして、幼児期に味わった運動の楽しさや運動経験と小学校学習指導要領体育科の例示を順序立てることで、子ども達の生涯にわたっての運動継続を実現できるといえる。

6. 参考・引用文献一覧

- 1) 浅見俊雄 (他), (2015) 子どもの遊び・運動・スポーツ, 市村出版, Pp.163.
- 2) ガーヴェイ, C., (高橋たまき訳), (1980) 「ごっこ」の構造, サイエンス社, Pp.218.
- 3) 厚生労働省, (2017) 保育所保育指針, Pp.39.
- 4) ホイジンガー, J., (高橋英雄訳), (1970) ホモ・ルーデンス 人類文化と遊び, 第11版, 中央公論社, Pp.386.
- 5) 森司朗 (他), (2004) 「園環境が幼児の運動発達に与える影響」, 体育の科学, 54 : 329-336.
- 6) 森司朗 (他), (2007) 「2008年の全国調査からみた幼児の運動能力」, 体育の科学, 60 : 56-66.
- 7) 文部科学省, (2012) 子どもの体力向上

- のための取組ハンドブック」, Pp.14.
- 8) 文部科学省, (2017) 小学校学習指導要領, Pp.335.
 - 9) 文部科学省, (2017) 小学校学習指導要領 体育編, Pp.245.
 - 10) 幼児期運動指針策定委員会, (2012) 幼児期運動指針, 文部科学省, p.7.
 - 11) 幼児期運動指針策定委員会, (2012) 幼児期運動指針ガイドブック, 文部科学省, p.60.
 - 12) 文部科学省, (2017) 幼稚園教育要領, Pp.27.
 - 13) 内閣府, 文部科学省, 厚生労働省, (2017) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領, Pp.39.
 - 14) 日本発育発達学会 (編), (2014) 幼児期運動指針実践ガイド, Pp.145.
 - 15) 西嶋尚彦, (2009) 「全国体力・運動能力, 運動習慣等調査の結果からみた子どもの運動生活習慣と体力・運動能力の向上可能性」, 健康教室, 709 : 8-13.
 - 16) ピアジェ, J., (大伴茂訳), (1988) 遊びの心理学, 明書房, Pp.277.
 - 17) 杉原隆 (他), (2007) 「1960年代から2000年代に到る幼児の運動能力発達の時代変化」, 体育の科学, 57 : 69-73.
 - 18) 吉田伊津美 (他), (2004) 「家庭環境が幼児の運動発達に与える影響」, 体育の科学, 54 : 243-249.